

「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る暗号等資産関係情報の管理体制の整備に関する規則」の一部改正について

新旧対照表

(赤字部分変更)

改 正 案	現 行
<p>規則名称 暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る暗号等資産関係情報の管理体制の整備に関する規則</p>	<p>規則名称 暗号資産関連デリバティブ取引業に係る暗号資産関係情報の管理体制の整備に関する規則</p>
<p>【規則全般】 第一種会員（デリバティブ）</p>	<p>【規則全般】 会員</p>
<p>【規則全般】 暗号資産等関連デリバティブ</p>	<p>【規則全般】 暗号資産関連デリバティブ</p>
<p>【規則全般】 暗号等資産関係情報</p>	<p>【規則全般】 暗号資産関係情報</p>
<p>(定義) 第2条 本規則において、「暗号等資産関係情報」とは、第一種会員（デリバティブ）が暗号資産等関連デリバティブ取引の原資産として取り扱う若しくは取り扱おうとする暗号等資産若しくは暗号資産等関連金融指標に関する暗号等資産（以下「デリバティブ関連取扱暗号等資産」という。）又は当該会員に関する未公表（当該会員の行う取引の顧客（以下「顧客」という。）の全てが容易に知りうる状態に置かれていないことをいう。以下同じ。）の情報であって、顧客の暗号資産等関連デリバティブ取引に係る判断に影響を及ぼすとみと</p>	<p>(定義) 第2条本規則において、「暗号資産関係情報」とは、会員が暗号資産関連デリバティブ取引の原資産として取り扱う若しくは取り扱おうとする暗号資産若しくは暗号資産関連金融指標に関する暗号資産（以下「デリバティブ関連取扱暗号資産」という。）又は当該会員に関する未公表（当該会員の行う取引の顧客（以下「顧客」という。）の全てが容易に知りうる状態に置かれていないことをいう。）の情報であって、顧客の暗号資産関連デリバティブ取引に係る判断に影響を及ぼすとみとめられるものをいう。</p>

められるものをいう。	
<p>(情報管理部門の設置等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>3 第一種会員(デリバティブ)は、情報管理部門並びにその担当役員を、暗号資産等関連デリバティブ取引業に関わる営業部門及び受注管理部門から独立させるものとする。</p>	<p>(情報管理部門の設置等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>3 会員は、情報管理部門並びにその担当役員を、暗号資産関連デリバティブ取引業に関わる営業部門及び受注管理部門から独立させるものとする。</p>
<p>(暗号等資産関係情報を提供しての勧誘等の禁止)</p> <p>第12条 第一種会員(デリバティブ)の役職員は、顧客に対して暗号等資産関係情報を提供又は利用して、暗号資産取引業及び電子決済手段取引業に係る取引の勧誘をしてはならない。</p>	<p>(暗号資産関係情報を提供しての勧誘等の禁止)</p> <p>第12条 役職員は、顧客に対して暗号資産関係情報を提供又は利用して、暗号資産関連取引の勧誘をしてはならない。</p>
<p>(自己売買の禁止)</p> <p>第13条 第一種会員(デリバティブ)は、その業務に関して取得した暗号等資産関係情報を利用して、自己の計算において暗号資産取引業及び電子決済手段取引業に係る取引を行ってはならない。</p> <p>2 第一種会員(デリバティブ)の役職員は、その者の職務に関して知った暗号等資産関係情報を利用して、自己の計算において、暗号資産取引業及び電子決済手段取引業に係る取引を行ってはならない。</p>	<p>(自己売買の禁止)</p> <p>第13条 会員は、その業務に関して取得した暗号資産関係情報を利用して、自己の計算において暗号資産関連取引を行ってはならない。</p> <p>2 会員の役職員は、その者の職務に関して知った暗号資産関係情報を利用して、自己の計算において暗号資産関連取引を行ってはならない。</p>
<p>(情報取得者登録)</p> <p>第14条 第一種会員(デリバティブ)は、顧客からの申告若しくは当該第一種会員(デリバティブ)が入手した情報により特定された情報取得者及び情報取得者である蓋然性が高いと認められる者(以</p>	<p>(情報取得者登録)</p> <p>第14条 会員は、顧客からの申告若しくは会員が入手した情報により特定された情報取得者及び情報取得者である蓋然性が高いと認められる者(以下「情報取得者等」という。)について、当該者が情報</p>

<p>下「情報取得者等」という。)について、当該者が情報取得者等である旨を顧客情報(「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る顧客の管理及び説明に関する規則」第7条第1項に定めるものをいう。)に記録しなければならない。</p>	<p>取得者等である旨を顧客情報(「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る顧客の管理及び説明に関する規則」第7条第1項に定めるものをいう。)に記録しなければならない。</p>
<p>第4章 暗号等資産関係情報に該当しない未公表の情報の管理</p> <p>第17条 第一種会員(デリバティブ)は、顧客の暗号資産等関連デリバティブ取引に係る判断に影響を及ぼすと認められる未公表の情報(暗号等資産関係情報に該当するものを除く。)を取得した場合は、当該情報を本規則の規定に準じて取り扱われなければならない。</p>	

「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る暗号等資産関係情報の管理体制の整備に関する規則」に関するガイドライン
新旧対照表

(赤字部分変更)

改 正 案	現 行
<p>ガイドライン名称 「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る暗号等資産関係情報の管理体制の整備に関する規則」に関するガイドライン</p>	<p>ガイドライン名称 「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る暗号資産関係情報の管理体制の整備に関する規則」に関するガイドライン</p>
<p>【ガイドライン全般】 第一種会員(デリバティブ)</p>	<p>【ガイドライン全般】 会員</p>
<p>【ガイドライン全般】 暗号資産等関連デリバティブ</p>	<p>【ガイドライン全般】 暗号資産関連デリバティブ</p>
<p>【ガイドライン全般】</p>	<p>【ガイドライン全般】</p>

暗号等資産関係情報	暗号資産関係情報
<p>第2条第1項関係</p> <p>暗号等資産関係情報に該当し得るものとして、例えば、以下の情報が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該暗号等資産に使用されるブロックチェーンの分岐その他暗号等資産に用いられる技術的仕様の変更その他の当該暗号等資産の機能、効用又は計画に関する重要な変更 ・ 当該暗号等資産の発行者等の破産手続、特別清算手続、民事再生手続又は会社更生手続その他これに類する倒産手続の開始その他の当該暗号等資産の仕様等を決定し得る者又は団体の業務の運営又は財産の状況の重大な変化 ・ 暗号資産等関連デリバティブ取引業者又は暗号資産交換業者若しくは電子決済手段等取引業者（自己を含む。）や海外の事業者等が当該暗号等資産の取扱いを開始又は廃止する旨の決定、当該暗号等資産の価格に重大な影響を及ぼす程度に大規模な取引の受注を受けた事実の発生その他の当該暗号等資産の価格又は流動性に重大な影響を及ぼす事項の決定又は発生 ・ 自己の暗号資産等関連デリバティブ取引業の遂行に重大な支障を及ぼすセキュリティインシデントの発生、倒産手続の開始その他の自己の暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼす事項の決定又は発生 <p>なお、会員又は会員のグループ会社（以下「会員等」といいます。）が暗号等資産の発行者であるなど当該暗号等資産の売買又は他の暗</p>	<p>第2条第1項関係</p> <p>暗号資産関係情報に該当し得るものとして、例えば、以下の情報が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該暗号資産に使用されるブロックチェーンの分岐その他暗号資産に用いられる技術的仕様の変更その他の当該暗号資産の機能、効用又は計画に関する重要な変更 ・ 当該暗号資産の発行者等の破産手続、特別清算手続、民事再生手続又は会社更生手続その他これに類する倒産手続の開始その他の当該暗号資産の仕様等を決定し得る者又は団体の業務の運営又は財産の状況の重大な変化 ・ 暗号資産関連デリバティブ取引業者又は暗号資産交換業者（自己を含む。）や海外の事業者等が当該暗号資産の取扱いを開始又は廃止する旨の決定、当該暗号資産の価格に重大な影響を及ぼす程度に大規模な取引の受注を受けた事実の発生その他の当該暗号資産の価格又は流動性に重大な影響を及ぼす事項の決定又は発生 ・ 自己の暗号資産関連デリバティブ取引業の遂行に重大な支障を及ぼすセキュリティインシデントの発生、倒産手続の開始その他の自己の暗号資産関連デリバティブ取引業に係る業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼす事項の決定又は発生 <p>なお、会員又は会員のグループ会社（以下「会員等」といいます。）が暗号資産の発行者であるなど当該暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換に係る判断に会員等の内部における重要な決定事実、発</p>

<p>号等資産との交換に係る判断に会員等の内部における重要な決定事実、発生事実等が影響を及ぼすと認められる場合には、金融商品取引法第 166 条第 2 項各号の重要事実を参考として、暗号等資産関係情報の管理を行うことが必要となります。</p> <p>なお、当該情報が、会員のウェブサイト又はニュースメディア等により不特定多数の者の閲覧し得る状態にある場合には、利用者の全てが容易に知りうる状態に置かれているものと考えられます。</p>	<p>生事実等が影響を及ぼすと認められる場合には、金融商品取引法第 166 条第 2 項各号の重要事実を参考として、暗号資産関係情報の管理を行うことが必要となります。</p> <p>なお、当該情報が、会員のウェブサイト又はニュースメディア等により不特定多数の者の閲覧し得る状態にある場合には、利用者の全てが容易に知りうる状態に置かれているものと考えられます。</p>
<p>第 7 条第 1 項関係</p> <p>暗号等資産関係情報は、対象とする情報、情報を有する役職員の氏名、情報の取得日及び公表日などを記録管理することが望ましいものと考えられます。一方、小規模の会員においては役職員が好むと好まざるとに関わらず全役職員が暗号等資産関係情報に触れてしまうことがあります。このような場合には、暗号等資産関係情報の当初の入手日と当該暗号等資産関係情報を抹消した日のみを記録することとすることもやむを得ないものと考えます。ただし、このような場合には、例えば、自社の取り扱う暗号資産等関連デリバティブ取引に係るデリバティブ関連取扱暗号等資産について、暗号等資産関係情報が存在する期間中は、本規則第 13 条に基づいて、全役職員に対して当該暗号資産等関連デリバティブの取引を禁止するなどの措置を講じ、役職員による暗号等資産関係情報を利用した取引の防止を図るために必要な措置を講じる必要があります。</p>	<p>第 7 条第 1 項関係</p> <p>暗号資産関係情報は、対象とする情報、情報を有する役職員の氏名、情報の取得日及び公表日などを記録管理することが望ましいものと考えられます。一方、小規模の会員においては役職員が好むと好まざるとに関わらず全役職員が暗号資産関連情報に触れてしまうことがあります。このような場合には、暗号資産関連情報の当初の入手日と当該暗号資産関連情報を抹消した日のみを記録することとすることもやむを得ないものと考えます。ただし、このような場合には、例えば、自社の取り扱う暗号資産関連デリバティブ取引に係るデリバティブ関連取扱暗号資産について、暗号資産関連情報が存在する期間中は、本規則第 13 条に基づいて、全役職員に対して当該暗号資産関連デリバティブの取引を禁止するなどの措置を講じ、役職員による暗号資産関連情報を利用した取引の防止を図るために必要な措置を講じる必要があります。</p>
<p>第 4 章関係</p> <p>顧客が、自己又は第三者の利益を図ることを目的として、会員の取</p>	<p>第 4 章関係</p> <p>顧客が、自己又は第三者の利益を図ることを目的として、会員の取</p>

り扱う若しくは取り扱おうとする暗号等資産又は当該会員に関する暗号等資産関係情報を利用する行為は、業府令第 123 条第 1 項第 32 号に規定する「その他の暗号等資産関連デリバティブ取引等に係る不公正な行為」にあたり、会員は、同号に基づきその防止を図るために必要な措置を講じなければなりません。かかる措置として、本規則は、第 14 条において、暗号等資産関係情報の保有者または保有者である蓋然性が高いと認められる者を情報取得者等として登録すべきことを定めています。また、これを前提として、第 15 条において、登録された情報取得者等から、その保有する又は保有する蓋然性が高いと認められる暗号等資産関係情報に関する暗号等資産を原資産とする暗号資産等関連デリバティブ取引の注文が行われた場合には、取引審査部門にて当該取引が自己又は第三者の利益を図ることを目的として暗号等資産関係情報を利用した取引（暗号等資産関係情報利用取引）に該当しないか確認すべきこと、第 16 条において、かかる確認の結果、当該情報取得者の取引が暗号等資産関係情報利用取引である又はそのおそれが高いと判断された場合は、当該取引の謝絶を含む適切な措置を講じるべきことを定めています。

第 14 条関係

「情報取得者である蓋然性が高いと認められる者」の該当性については、各会員が合理的に判断するものとします。例えば、顧客の口座開設時において、当該顧客が暗号等資産に関する職業であることが判明した場合には、勤務先、勤務先における役職等の申告を求め、かかる情報を総合して情報取得者となる蓋然性が高いと認められる

り扱う若しくは取り扱おうとする暗号資産又は当該会員に関する暗号資産関係情報を利用する行為は、業府令第 123 条第 1 項第 32 号に規定する「その他の暗号資産関連デリバティブ取引等に係る不公正な行為」にあたり、会員は、同号に基づきその防止を図るために必要な措置を講じなければなりません。かかる措置として、本規則は、本条において、暗号資産関係情報の保有者または保有者である蓋然性が高いと認められる者を情報取得者等として登録すべきことを定めています。また、これを前提として、第 15 条において、登録された情報取得者等から、その保有する又は保有する蓋然性が高いと認められる暗号資産関係情報に関する暗号資産を原資産とする暗号資産関連デリバティブ取引の注文が行われた場合には、取引審査部門にて当該取引が自己又は第三者の利益を図ることを目的として暗号資産関係情報を利用した取引（暗号資産関係情報利用取引）に該当しないか確認すべきこと、第 16 条において、かかる確認の結果、当該情報取得者の取引が暗号資産関係情報利用取引である又はそのおそれが高いと判断された場合は、当該取引の謝絶を含む適切な措置を講じるべきことを定めています。

第 14 条関係

「情報取得者である蓋然性が高いと認められる者」の該当性については、各会員が合理的に判断するものとします。例えば、顧客の口座開設時において、当該顧客が暗号資産に関する職業であることが判明した場合には、勤務先、勤務先における役職等の申告を求め、かかる情報を総合して情報取得者となる蓋然性が高いと認められる場

<p>場合（暗号等資産又は暗号等資産に関する情報を取り扱う可能性が高い職業、勤務先、役職である場合等）に「情報取得者である蓋然性が高いと認められる者」として登録することが考えられます。</p>	<p>合（暗号資産又は暗号資産に関する情報を取り扱う可能性が高い職業、勤務先、役職である場合等）に「情報取得者である蓋然性が高いと認められる者」として登録することが考えられます。</p>
<p>第 17 条関係</p> <p>「顧客の暗号資産等関連デリバティブ取引に係る判断に影響を及ぼすと認められる未公表の情報（暗号等資産関係情報に該当するものを除く。）」に該当するものとして、例えば、資金決済法第 2 条第 5 項第 1 号から第 3 項までの電子決済手段の発行者の信用不安に係る情報であって、当該情報に起因して当該電子決済手段の価値に影響が生じる可能性のあるもの等が考えられます。</p>	